

人事行政の運営等の状況

つるぎ町人事行政の運営等の状況に関する条例(平成18年条例第7号)に基づき、平成27年度における本町の人事行政の運営の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況(平成27年度)

職 種	採 用 者 数
一般事務職	3人
保健師	2人
保育士	4人
幼稚園教諭	1人
計	10人

(2) 退職の状況(平成27年度)

職種 \ 区分	定年退職	応募認定退職	普通退職	その他	計
一般事務職	5人	0人	1人	0人	6人
福祉職	2人	0人	0人	0人	2人
計	7人	0人	0人	0人	8人

(3) 再任用の状況(平成27年度)

職種 \ 区分	常時勤務職員	短時間勤務職員
一般事務職	0人	1人
技能労務職	0人	1人
計	0人	2人

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由(平成27年4月1日現在)

部門 \ 区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成26年	平成27年			
一般行政部門	議 会	2人	2人	0	
	総 務	41人	54人	13	機構改革に伴った新設課への事務集約による増員のため
	税 務	11人	9人	▲2	機構改革に伴った新設課への事務集約による減員のため
	民 生	59人	58人	▲1	機構改革に伴った新設課への事務集約による減員のため
	衛 生	14人	14人	0	
	労 働	1人	1人	0	
	農林水産	20人	17人	▲3	機構改革に伴った各支所の農林関係課廃止による減員のため
	商 工	8人	10人	2	機構改革に伴った観光業務集約による増員のため
	土 木	24人	19人	▲5	作業員退職不補充、調整等による減員のため
小 計	180人	184人	4		
教 育	33人	33人	0		
普通会計計	213人	217人	4		
公営企業等会計部門	病 院	144人	146人	2	医師、医療技術者の増員のため
	水 道	11人	10人	▲1	退職者欠員不補充による減員のため
	下 水 道	1人	2人	1	土木部門からの事務移管による増員のため
	その他	19人	18人	▲1	事務の統廃合・縮小に伴う減員のため
	小 計	175人	176人	1	
合 計	388人	393人	5		

(5) 年齢別職員数の状況(平成27年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	7人	29人	49人	44人	47人	50人	39人	35人	41人	52人	0人	393人

2 職員の人事評価の状況(平成27年4月1日現在)

人事評価制度は、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力と挙げた業績を公正に評価することで、主体的に業務に取り組むより一層高い能力を持った職員を育成し、住民の皆さまへのサービス向上につなげることを目的とするものです。

つるぎ町におきましても、平成28年度導入を予定しており、将来はその結果を昇格、昇給等に反映していくこととしています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年度の人件費率
平成26年度	人 10,126	千円 8,473,314	千円 284,952	千円 1,725,308	% 20.36	% 22.82

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
平成26年度	人 212	千円 793,782	千円 100,156	千円 296,423	千円 1,190,361	千円 5,615

(注) 職員手当の額には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.3歳	317,400円	354,735円
技能労務職	47.7歳	299,600円	313,562円
教育職	46.3歳	305,100円	317,625円

(4) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分	つるぎ町	国
一般行政職	大学卒	174,200円
	高校卒	142,100円

(5) 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当(平成27年4月1日現在)

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.750月分
12月期	1.375月分	0.750月分
計	2.600月分	1.500月分
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

区 分	自 己 都 合	応 募 認 定 ・ 定 年
勤 続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤 続 25 年	29.145 月分	34.58250 月分
勤 続 35 年	41.325 月分	49.59000 月分
最 高 限 度 額	49.590 月分	49.59000 月分
加 算 措 置	定年前早期退職特例加算(2%~45%)	

ウ 扶養手当(平成27年4月1日現在)

扶 養 親 族	配 偶 者 あ り	配 偶 者 な し
配 偶 者	13,000 円	
1 人 目	6,500 円	11,000 円
そ の 他 扶 養 親 族	6,500 円	6,500 円
15~22歳の子の加算	5,000 円	5,000 円

エ 住居手当(平成27年4月1日現在)

区 分	支 給 月 額
借 家	家賃の額に応じて支給(支給限度額27,000円)
持 家	平成21年度廃止

オ 通勤手当(平成27年4月1日現在)

自動車等の使用者	片道の使用距離が2km以上60km未満の職員に2,000円~29,800円を支給 片道の使用距離が60km以上の職員に31,600円を支給
----------	--

(6) 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額 等
給 料	町 長	754,000円
	副 町 長	604,000円
	教 育 長	553,000円
報 酬	議 長	274,000円
	副 議 長	233,000円
	議 員	195,000円
		6月期 1.40月分 12月期 1.70月分

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(標準的なもの)(平成27年度)

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	正午から午後1時まで

(2) 休暇等の取得状況(平成26年1月1日から平成26年12月31日)

年次有給休暇平均取得状況	11.4 日
介護休暇取得者数	0 人

(3) 主な特別休暇(平成27年4月1日現在)

種 類	付 与 日 数 等
公民としての権利を行使する場合の休暇	必要と認められる期間
証人等として官公署等へ出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
骨髄提供者となる場合の休暇	必要と認められる期間
ボランティア活動に参加する場合の休暇	5日以内
結婚する場合の休暇	7日以内
出産に係る産前の場合の休暇	産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)
出産に係る産後の場合の休暇	産後8週間
生後1年に達しない子を保育する場合の休暇	1日2回、それぞれ30分以内
妻が出産する場合の休暇	2日以内
育児参加をする場合の休暇	5日以内
父母、配偶者、子の看護のための休暇	1年に5日(家族が2人以上の場合は10日)以内
短期の介護をする場合の休暇	1年に5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内
親族が死亡した場合の休暇	死亡した親族によって1日から10日以内
父母、配偶者、子の祭日	1日以内
夏期休暇	3日以内(7月1日～9月31日までの期間内)

5 職員の休業に関する状況(平成26年度中に新たに取得した者)

育児休業取得者数	4人
自己啓発等休業取得者数	0人

※ 現在、配偶者同行休業、修学部分休業、高齢者部分休業につきましては、条例化していません。

6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況(平成27年度)

(1) 分限処分の状況

処分の内容	処分した職員数	処 分 の 事 由
免 職	0人	
休 職	1人	心身の故障
降 任	0人	
降 給	0人	

(2) 懲戒処分の状況

処分の内容	処分した職員数	処 分 の 事 由
免 職	0人	
停 職	0人	
減 給	0人	
戒 告	0人	

7 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条では、全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないとされています。

このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員には命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止、営利企業等の従事、政治行為の制限などが課せられています。

8 職員の退職管理の状況(平成27年4月1日現在)

地方公務員法の一部改正に伴い、平成28年4月1日から地方公務員の退職管理制度が施行されます。

この制度は地方公務員の退職管理の適正化を図ることを目的としており、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に関して、現職員への働きかけを離職後2年間禁止するものです。

つるぎ町におきましても関係条例を制定し、管理監督者であった元職員に対して再就職情報の届出を義務付けるなど、退職管理の適正の確保に努めていくこととしています。

9 職員の研修の状況(平成27年度)

○本町主催の研修

研 修 名	受 講 者 数
人権研修	139 人
つるぎ町総合振興計画 若手職員研修	449 人

○徳島県自治研修センター等主催の研修

研 修 名	受 講 者 数
市町村職員研修 I	9 人
市町村職員研修 II	5 人
市町村新規採用職員研修(前期)	10 人
市町村新規採用職員研修(後期)	10 人
市町村課長補佐級研修	6 人
市町村課長級研修	4 人
事例で学ぶ民法講座(前・後編)	1 人
市町村パソコン研修	1 人
市町村職員パソコン研修	4 人
市町村税務職員研修	2 人
市町村ハードクレーム対応研修	2 人
フィジカル・コンディショニング講座	2 人
教養講座(第2回)	2 人
契約事務講座	1 人
自然災害のリスクマネジメント講座	1 人
市町村新地方公会計研修	2 人
人権啓発推進講座	1 人
法制執務講座	1 人
維持管理コース処理場管理 I	1 人

○派遣研修等

研 修 名	受 講 者 数
徳島県西部総合県民局企画振興部	1 人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成27年度)

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する計画を樹立し、実施することが義務づけられています。

(1)制度ごとの加入団体の状況

区 分	加 入 団 体
福 利 厚 生 制 度	徳島県市町村職員互助会 徳島県教職員互助会
共 済 制 度	徳島県市町村職員共済組合 公立学校共済組合
公 務 災 害 補 償 制 度	地方公務員災害補償基金

(2)健康診断の状況

区 分	受 診 者 数
定 期 健 康 診 断	106 人
人 間 ド ッ ク	107 人

(3)措置要求・不服申立ての状況

勤務条件等に関する措置の要求の状況	0 件
不利益処分についての不服申立ての状況	0 件